

一般廃棄物（ごみ）及び産業廃棄物処理に係る仕様書

この仕様書は、吹田市民プール（片山、北千里）の一般廃棄物（ごみ）等の処理に関して、吹田市（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるものです。

1 一般廃棄物（ごみ）収集回数等

- (1) 燃焼ごみ 週 2 回定曜日
- (2) 資源ごみ 月 2 回定曜日

※北千里は 7 月、8 月の 2 か月間

なお、産業廃棄物の収集等については、必要に応じて速やかに対応すること

2 留意事項

- (1) 作業は午前 8 時から行い、その作業にあたっては所定の場所に出されたごみを完全に収集し、その周囲の清潔保持に努めること。
- (2) 収集運搬車両には有蓋車を使用し、無蓋車による場合は運搬中必ず車両シートを被せ、ごみが飛散しないようにすること。
- (3) 収集運搬に際して、特に車両の運行及び管理について最善の注意を払うこと。
- (4) 資源ごみとして排出されたものについては、原則再資源化するものとする。
- (5) 収集運搬業務実施中に事故や市民等とのトラブルが発生した場合は、臨機の処置をとり、甲に急報するとともに、書面により報告すること。

3 法令等の遵守

乙は、当業務の実施にあたっては、関係法令を遵守しなければならない。

4 その他

この仕様書に、定めのないことについては、甲、乙協議のうえ定めるものとする。